

子どもの虐待防止に関する保育者の意識

Preschool Teacher's Attitudes toward Child Abuse Prevention

金山 美和子

Miwako Kanayama

児童虐待防止等に関する法律が施行され約2年、現場の保育者は、子どもの虐待をどう捉え、どのように対応しているのだろうか。早期発見、関連機関との連携、早期対応等がどの程度周知されているのか、現状と問題点を明らかにすべく、上越市内の保育者を対象とした質問紙調査を実施した。その結果、保育者の多くは、虐待が疑われる場合は相談機関に連絡を取るべきと考えており、相談すべき機関の情報も持っている。しかし、保護者との信頼関係を気遣い、虐待に関しては慎重な対応を心がけていることが明らかになった。また、早期発見については、身体的外傷からは虐待の可能性を考える者も多いが、成長発達や日常生活の様子から虐待を疑うとした者は少ないという結果であった。これらのことから、保育者には、早期発見に関する専門的な知識や早期対応に関する情報が必要であると思われる。そして、子どもの虐待防止のために、保育者は虐待に関する専門性を身につけることが大切であると言えよう。

キーワード：子どもの虐待防止、保育者の意識、早期発見、早期対応、相談機関

I. 問題と目的

1990年代に入りわが国においても、子どもの虐待は大きな社会問題として扱われるようになってきた。2000年11月には、児童虐待防止等に関する法律（以下、「児童虐待防止法」という）が施行された。同法においては、児童虐待の定義を定めるとともに、①児童虐待の禁止、②虐待を発見しやすい者の早期発見義務や国民の通告義務、③児童の安全確認、一時保護、④保護者に対する指導を受ける義務、⑤親権の適切な行使などの規定を設け、児童虐待の早期発見、早期対応及び虐待を受けた児童の適切な保護を体系的に推進することが明文化されている。これを受け、各自治体では子どもの虐待防止のための連絡会の設置をはじめ、関係機関等への研修や啓発事業などの具体的な取り組みが始まっている。

また、平成11年に改定された保育所保育指針においても、虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応は、子どもの生命の危険、心身の障害の発生の防止につながる重要な保育活動であるとして、早期発見のポイントや関係機関との連携について具

体的に記されている¹⁾。このように、虐待防止対策の中心となる早期発見・早期対応は、平素子どもや保護者と接している保育者が担う重要な役割であると言えよう。

しかし、東京都福祉局による児童虐待白書は次のように指摘している。「子どもと身近に接する保育所、学校等が第一発見者となることが多いが、3割程度でありまだ十分なものとはいえない。児童虐待についてさらに关心と理解を深め、児童の日々の生活の変化や保護者の状況等について細心の注意を払っていくことが求められる²⁾」。

新潟県上越市では2000年10月19日、子どもの虐待防止、早期発見、早期介入など子どもと家族への支援・援助体制の確立をめざし、関係諸機関との連絡調整と必要な事業を行うため、「上越市子どもの虐待防止連絡会」が設置された。新潟県内では柏崎市に次ぐ、早期の取り組みであった。設置以来、虐待防止ネットワークの構築、関係機関への研修、住民にむけての広報啓発活動等の具体的施策が展開されている³⁾。

このような取り組みの中で、児童虐待防止法施行から約2年が経過しようとしている現在、保育者たちは、子どもの虐待をどう捉え、どのように対応しているのであろうか。早期発見・関連機関との連携、早期対応はどの程度周知されているのであろうか。

本研究は、これらの問題を明らかにすべく、上越市内の保育所、幼稚園に勤務する保育者を対象とした質問紙調査を実施し、現状の把握と今後の課題を考察するものである。そこから、早期発見・早期対応の役割を果たすための方向性を模索していきたい。

II. 方法

1. 調査方法 質問紙調査による。
2. 調査対象 新潟県上越市内の保育所、幼稚園に協力を依頼。保育者から回答を求め、郵送により回収した。
3. 調査時期 2002年8月中旬～9月上旬
4. 調査内容
 - (1) 保育の現状に関する項目：実際の保育の中で虐待が疑われる子どもの有無やその対応、相談機関との連携の実態について質問した。
 - (2) 早期発見に関する項目：虐待が疑われる子どもの多くに認められる心身の状態を挙げ、そのような子どもの様子から虐待の可能性を考えたことがあるかを段階選択式で尋ねた。項目の作成にあたっては、「保育所保育指針」における虐待などへの対応と、「子ども虐待対応のマニュアル」⁴⁾における子ども虐待発見のポイントに共通する事項を中心に取り上げた。
 - (3) 早期対応に関する項目：虐待防止における保育者の役割や通告義務に関する考え方について選択式で回答を求めた⁵⁾。
 - (4) 虐待防止に関する研修・情報について。どのような研修を受けたか、今後受けたいと考えているか、また、保育に当たる上で、虐待に関するどのような情報が欲しいと思っているかを記述式で質問した。
 - (5) 子どもの虐待防止に関して自由記述式で回答を依頼した。

上記の質問紙調査の結果から、本稿では、主に(1)(2)(3)の項目に着目し考察を加えるものとする。

5. 回収状況 調査票配布数：329

回収票数 : 279 (回収率84.8%)

有効回答票数 : 271

III. 結果と考察

1. 回答者の概要

回答者の年齢比率は図1-①のとおりである。

性別比率 : 女性97.8% 男性1.8% 無回答0.4%

平均勤続年数 : 13.1年

保育所勤務者比率 : 85.2%

幼稚園勤務者比率 : 14.8%

回答者は20代が最も多く、ついで40代、50代、30代となっている。60代は園長、70代は該当者無しであった。また、わが国の女性就労率がM字カーブであること、加えて回答者の半数以上を占める上越市内の保育士の年齢比率においても30代が少ないとからこのような結果となったと思われる。

上越市における保育所、幼稚園の数が、保育所数41、幼稚園数12であることを考えると、調査における回答者の勤務者比率の結果に著しい偏りは見られないと言えよう。

2. 実際の保育の中で虐待が疑われる、または心配がある子がいるか（いたことがあるか）について

いると回答した者 : 15.1%

いないと回答した者 : 84.9%

更に、いる（いた）と回答した者から、どのようなところから虐待ではないかと感じたかを記述式で回答を得た。57件の発見ポイントが挙げられたうち、最も多かったのは、「身体や顔に不自然な傷やアザがある」「タバコの火傷跡がある」といった身体的な外傷に関するもので21件。次いで「食事をしていない」「風呂に入っていない」「服を着替えていない」等のネグレクトに関するものが15件、「情緒が不安定でおびえている」「表情がかたく笑顔がない」など、子どもの情緒不安定が7件であった。その他、「保護者からの相談」5件、「子ども本人からの話」3件、「養護施設に保護されている子どもを保育した」3件という内訳になっている。

上記の回答にある、身体的外傷、ネグレクト、情緒不安定等は、一般的に虐待の早期発見ポイントといわれるものであり、本調査においても、保育者が虐待を早期に発見するポイントと合致していることが明らかになった。

3. 虐待が疑われる時又は気にかかる時に、相談するところはあるかについて

あると回答した者：72.1%

ないと回答した者：27.9%

7割以上の保育者が、虐待に関する相談機関についての情報を持っていることになる。あると回答した者に具体的な機関名を記述式で質問したところ、全体の47.7%が児童相談所であった。次いで、市こども福祉課が43.0%である。また、こども福祉課の具体的な担当部署として、母子保健係、子育て支援係、家庭相談員、上越市虐待防止連絡会なども挙げられている。市こども福祉課は、保育者にとっての外部相談機関として身近な存在であると言えよう。

ないと回答した者の年齢比率は図1-②のとおりである。回答者全体の年齢比率に比べ、20代が過半数を占め、30代も全体に比べ高い比率となっていることがわかる。また、該当者の平均勤続年数は6.5年と、全体の平均勤続年数の13.1年の半数であったことから、勤続年数の少ない保育者は、虐待に関する相談機関についての情報を入手していない者が多いと思われる。

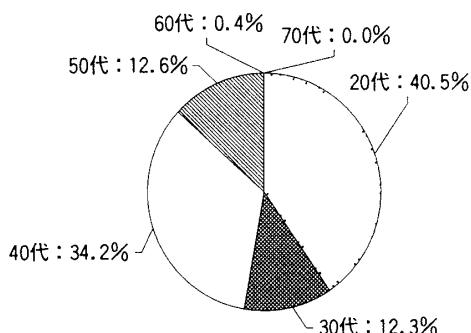


図1-①回答者の年代比率

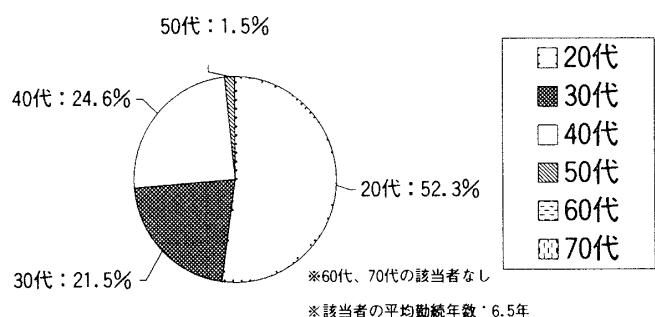


図1-②該当者の年代比率

4. 早期発見・早期対応に関する保育者の意識について

(1) 虐待発見のポイントについて

図2は、「次のような子どもの様子に対して虐待の可能性を考えたことがありますか。」という設問で次の9項目を挙げ、自分の考えに最も近いものを選択し回答を得たものである。まず注目すべきは、どの項目においても、3割前後の保育者が、「あまりない」「ない」を選択していることである。また、「ある」「ときどきある」を含めた、虐待を疑うと回答した者に関しては、「①身体の不自然な箇所に傷がある」を除く他の8項目について、保育者全体の1.5割から3割程度という結果に留まっている。設問における項目は、どれも虐待の早期発見の重要なポイントであり、平成11年改訂の保育所保育指針にも明記されているものである。しかし、現時点において、早期発見のポイントから虐待の可能性を考える保育者は多くはないという結果であった。

「①身体の不自然な箇所に傷がある」の項目において、虐待を疑う保育者は全体の51.7%に上っている。「虐待の可能性を考えたことがない・あまりない」を選択した者も23.1%存在してはいるが、「どちらともいえない」を選択した者が25.3%と他項目に比べはるかに少ない結果となっている。身体の外傷は、保育者にとって最も虐待を見つけやすいポイントであると言

うことができよう。

次に保育者が虐待を疑う割合が高い項目は、「③過度に乱暴で他児とのトラブルも多い」、「⑨年齢にそぐわない厳しいしつけをされている」、「②身体や衣服がいつも汚れている」、の順となっている。これらの該当項目における子どもの様子は、保育者にとって、問題傾向のある子どもとして注目されるものであり、同時に家庭での養育態度が危惧されることも多い。そのため比較的虐待の可能性を連想し易いのではないだろうか。

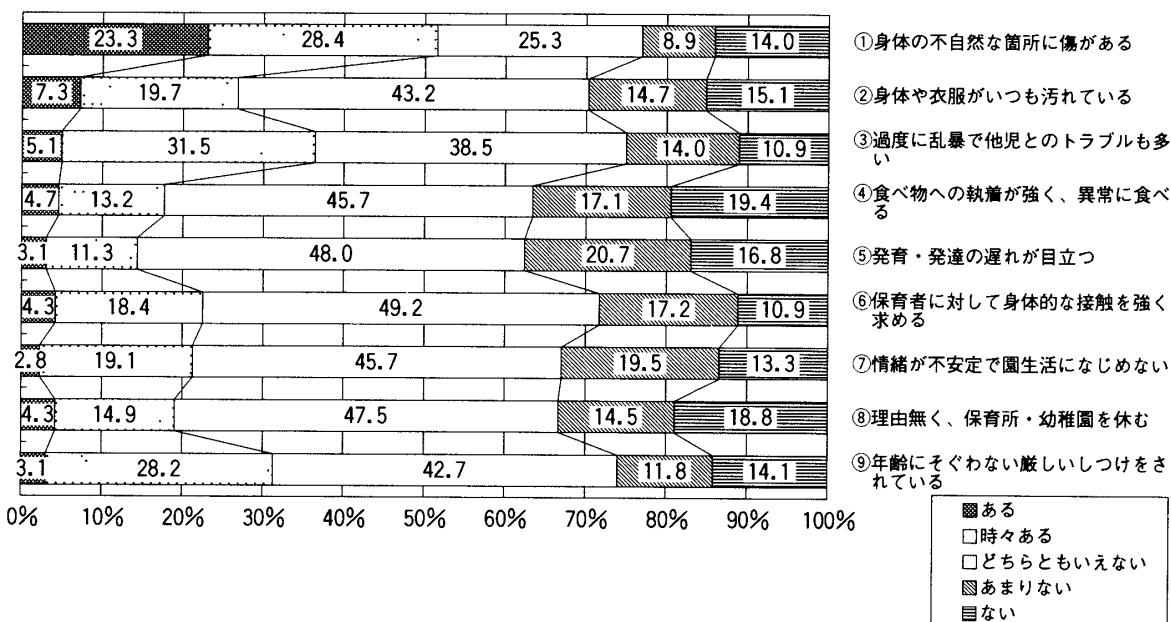


図2 早期発見に関する保育者の意識

虐待を疑う割合が最も低かったのは、「⑤発育・発達の遅れが目立つ」、次いで「④食べ物への執着が強く、異常に食べる」であった。発育・発達の遅れは、個人差によるものや、月齢の影響などと判断される場合が多いものと思われる。また食物への執着についても、食欲や、食事習慣に着目されがちで、虐待発見のポイントとして認識するためには、専門的な知識や研修等が必要とされるのではないだろうか。

(2) 被虐待児発見群と未発見群における早期発見の認識について

実際の保育の中で虐待が疑われる、または心配がある子がいる（いた）と回答した者を「虐待発見群」、いないと回答した者を「虐待未発見群」に分別し早期発見ポイント9項目とのクロス集計を行った結果が図3の①～⑨である。全項目において、虐待発見群の方が、未発見群に比べ虐待を疑うと回答した者が多く、疑わないを選択した者が少ないと明らかである。また、発見群は、虐待を疑う者が3割から9割と、虐待未発見群と比べ、高い割合を占めている。虐待の可能性を考えるという経験は、保育者にとって虐待に関する知識を深めたり、虐待に対してセンシティヴな視点で保育にあたる機会をもたらすものと言えよう。その結果が未発見群との差異となったと思われる。

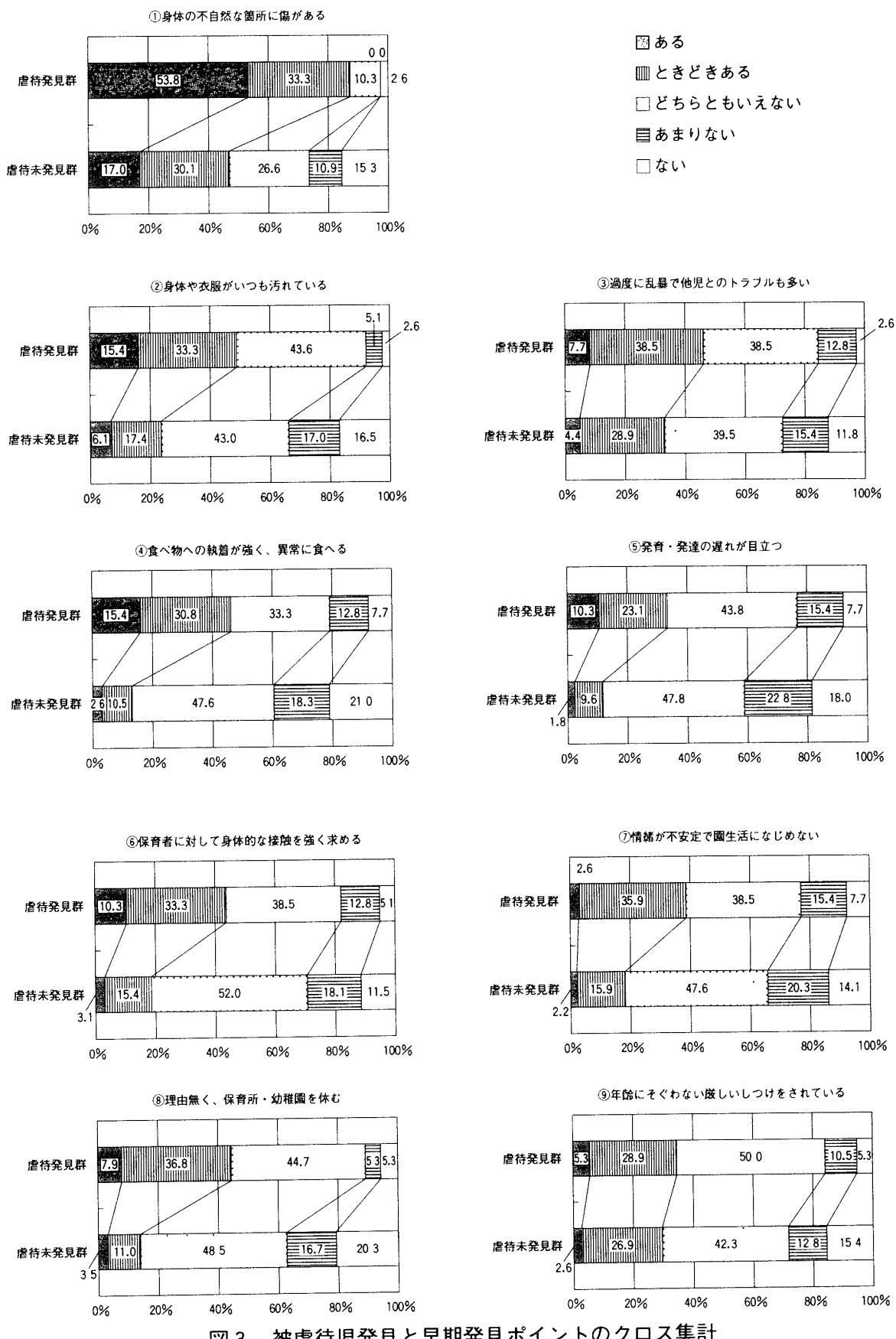


図3 被虐待児発見と早期発見ポイントのクロス集計

(3) 早期対応について

児童虐待防止法第6条には、通告の義務と、守秘義務が通告の義務の遵守を妨げないことが明記されている。図4のように現場の保育者の7割が、児童相談所・福祉事務所等へ連絡することに対し賛意を示している。しかし、「②親に確認せずに、児童相談所・福祉事務所などに連絡する」となると、「やや思う」「そう思う」を含む「思う」と回答した者は2割にまで減少してしまう。通告に保護者の同意は不要であるが、平素から保護者との関係を大切にする保育者にとっては、抵抗が強いものと考えられる。「③虐待に関しては、保護者から相談が無い限り保育者から踏み込んでいくのは難しいと思う」についても、6割近い保育者が「思う」と回答している。これらの結果からは、相談機関との連携が必要との認識はあるが、早期対応を図ることにより保護者との信頼関係が損なわれるのではないかという不安を持つ保育者の戸惑いがうかがわれる。

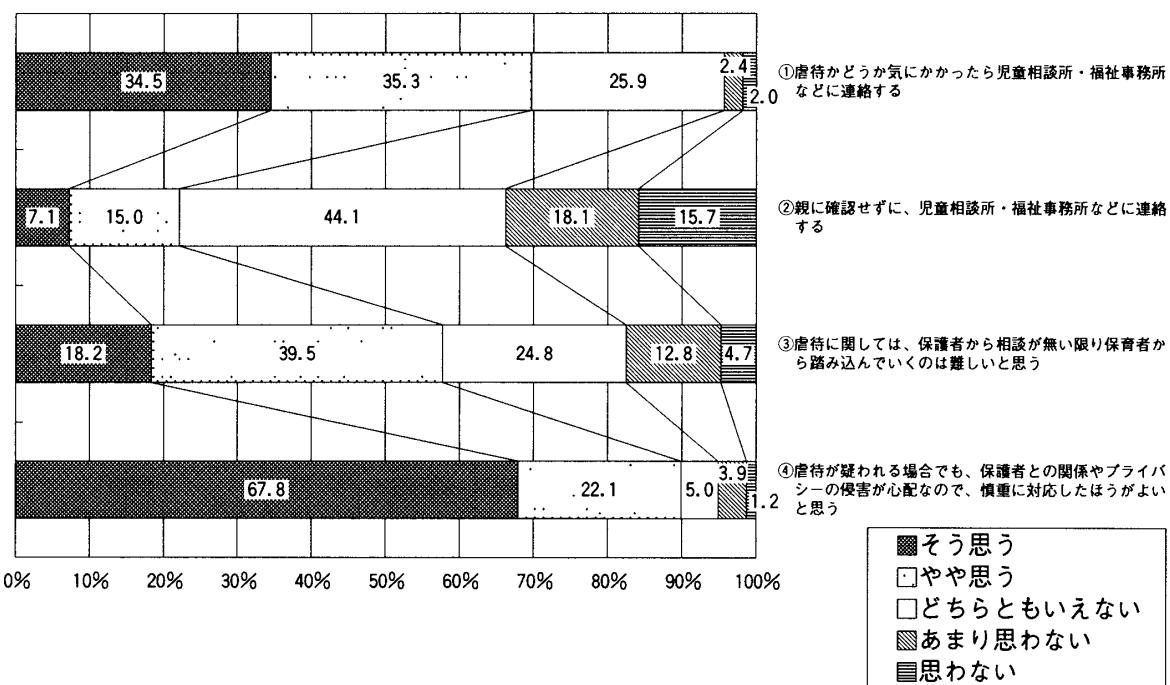


図4 早期対応に関する保育者の意識

また、保育者の9割が、「④虐待が疑われる場合でも、保護者との関係やプライバシーの侵害が心配なので、慎重に対応したほうがよいと思う」と回答している。現場の保育者は、プライバシーの侵害となることを憂慮し、対応には慎重な姿勢を示していることがわかった。

以上のことから、早期対応に関する情報を保育者に周知する必要性があると言えよう。保育者には通告の義務があること、通告はプライバシーの侵害に該当しないこと、通告の仕組みやその後についての知識を得ることにより、保育者は戸惑うことなく早期対応に臨むことが出来るようになるのではないだろうか。

IV. 全体考察

保育者の多くは、虐待が疑われる場合は相談機関に連絡を取るべきと考えており、相談すべき機関の情報も持っている。しかし、保護者との信頼関係を気遣い、虐待に関しては慎重な対応を心がけていることが明らかになった。

早期発見については、身体的外傷からは虐待可能性を考える者も多いが、成長発達や日常生活の様子から虐待を疑うとした者は少ないとする結果とであった。しかし、玉井（2001）は、「虐待を疑う」ということ自体が実は困難であることを次のように指摘している。「子どもの虐待は、まだまだ『特別に異常な人たちが起こす特別な世界の出来事』として認識されているところが大きい。このような認識が一般的である限り、ある人間関係を虐待ではないかと疑おうとするときの心理的な抵抗は大きくなる^⑥」と言う。虐待とは何か、どのようにして起きるのかを正しく知ること無しに、虐待を可視化することはできないのではないだろうか。

保育者は日常の親子の様子すべてを見ているわけではないが、地域社会において親子の関係を継続的にみつめることができる数少ない専門家であると言えよう。「平成12年度児童相談所における児童虐待相談処理件数報告」^⑦によると被害児童全体数の48.9%が0歳から就学前児童であることからも、保育者の虐待防止における役割は重要である。

家庭という密室の中で生じることが多い虐待を早期に発見し対応するためにも、保育者が虐待に関する専門性を身につけることが大切であると思われる。

V. 今後の課題

今後の課題として、第一に挙げられる点は、調査結果の更なる分析である。本稿では保育者の意識を中心に考察を試みたが、今後は、保育者が考える、虐待防止のための具体的対応や役割に関する設問の回答に対する分析考察を加えたい。また、研修、情報に関する設問からは、虐待に関する専門性を高める研修の内容や方向性を見出したい。そして、子どもの虐待防止に関する自由記述から、質問紙調査の設問では網羅しきれなかった保育者の考えや現場が抱える問題を拾い上げることで、多面的な考察にしていきたい。

第二点は、保育者間の比較検討である。今回の調査結果では、虐待を疑う子どもがいた保育者といない保育者とでは、早期発見の意識に差異が見られた。今後はより多くの比較データを用いた検討を行い両者に明らかな差異が存在するのかを分析したい。そこから虐待に対しセンシティヴな保育者とはどのような保育者であるかを明らかにし、その内容を今後の研修に生かす手立てを考えていきたい。

もう一つの比較検討は幼稚園教諭と保育士である。保育所保育指針において明確に虐待などへの対応が打ち出され、福祉事務所等と関連の深い保育所保育士と、幼稚園教諭の間にはどのような違いが存在するのか、しないのか。同様に早期発見・対応の義務が課せられてはいるが、その考え方や、保育の現状に差異はないのかを把握することは、今後の虐待防止のあり方の方向性に示唆をあたえるものと考えられる。

第一、第二の課題は今後の分析の課題であった。それに対して、第三の課題は、むしろ調査実施者の問題と言える。それは、虐待という用語の曖昧さである。保育者に求められているのは発見することであり、虐待かどうかを判断することではない。それゆえ本調査の設問においては「虐待が疑われる子ども、又は気にかかる子ども」という表現を用いた。意味内容が曖昧なために、回答者の回答内容にはらつきができてしまったことは否めない。今回の調査に関しては、変更は不可能であるが、これから調査の継続性を考えるとき、回答者にとって意味内容の不明瞭な用語法は極力避けなければならないということを反省している。筆者自身の今後の大きな課題としたい。

注

- 1) 厚生労働省『(平成11年改訂) 保育所保育指針』(フレーベル館 1999) p.69
- 2) 東京都福祉局『児童虐待の実態—東京の児童相談所の事例にみる—』(平成13年10月5日発行) pp.39-53
- 3) 上越市子どもの虐待防止連絡会設置要綱より
- 4) 新潟県中央福祉相談センター監修『子ども虐待対応のマニュアル』(新潟県 2000) p.16
- 5) 調査内容(1), (3)の設問における回答の選択肢作成にあたっては、保育所・幼稚園の保育者、こども福祉課家庭相談員等を対象とした予備調査を行った。
- 6) 玉井邦夫『(子どもの虐待)を考える』(講談社現代新書 2001) pp.21-22
- 7) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「平成12年度児童相談所における児童虐待相談処理件数報告」(平成13年11月14日)

謝辞

この研究を進めるにあたり、上越市こども福祉課の方々をはじめ子どもの虐待防止連絡会、保育者の皆さんから、多くのご助言ご協力をいただきましたことに心から感謝申し上げます。